

土地改良区の事務処理について（昭和29年4月24日付け29地局第2382号農地局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行（最終改正：平成26年4月1日付け25農振第2467号農林水産省農村振興局長通知）
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 本規程例は、<u>規約例第28条第2項</u>の規定に基づき、総代会で定めるべきものとして定めた。</p> <p>2 土地改良区の係及び委員会は、定款及び規約に基づいて設置すべきものであり、したがって本規程例中係及び委員会の種類は、<u>規約例第28条第1項</u>に掲げる係及び委員会の種類と一致するものとして定めてある。</p> <p>〔別紙〕（略）</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 本規程例は、<u>規約例第26条第2項</u>の規定に基づき、総代会で定めるべきものとして定めた。</p> <p>2 土地改良区の係及び委員会は、定款及び規約に基づいて設置すべきものであり、したがって本規程例中係及び委員会の種類は、<u>規約例第26条第1項</u>に掲げる係及び委員会の種類と一致するものとして定めてある。</p> <p>〔別紙〕（略）</p>